

下井辰雄さん 旧役場庁舎を 3カ月かけ製作

三笠の農業 下井辰雄さんが大正5年から昭和24年まで使われた旧役場庁舎の模型を製作されました。

町史や退職した職員の話しをもとに3カ月の歳月をかけて製作された模型は実物の15分の1の大きさで、幅60cm、奥行き75cm、高さ60cmで、細部にわたり細かい施しがされています。中でも屋根が一部はずれるようになっており、庁舎内部も見えるように工夫がされています。

下井さんは以前にも「木造サイロ」や「西和駅通」などを製作されており、古き良き物を後世に伝えるべく今回の製作にかかられました。

模型は6月中旬まで町民センター1階のロビーに展示しておりますので、来庁の際にはぜひ足を止めて見学してください。



年金あれこれ

今は、どうしても国民年金保険料が納められない……

そんなときは、まずご相談ください！

保険料の「免除制度」があります

保険料を納めるのが困難なときは、申請して承認されると保険料の納付が免除される「免除制度」があります。平成18年7月より多段階免除制度が始まります。保険料の免除される額は「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」と区分が増えました。

全額納付		(保険料月額1万3,860円)
全額免除		
4分の3免除	4分の1納付	(保険料月額3,470円)
半額免除	半額納付	(保険料月額6,930円)
4分の1免除	4分の3納付	(保険料月額1万400円)

どの免除に該当するかは、前年所得により基準が定められています。

また、失業した場合は本人の前年所得にかかわらず、申請して承認されると保険料が免除されます。(免除を申請する日の年度または、その前年度に失業したかたが対象です。)

免除は、被保険者、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得が免除の対象となる基準額を下回る場合に承認されます。

老後の年金額を計算する際に、保険料の免除を受けていた期間は保険料を納めた期間と比べて、それぞれ減額されて算入されます。

【参考：老齢基礎年金の計算式】

$$79万2,100円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を4分の1免除された月数} \times \frac{5}{6} + \text{保険料を半額免除された月数} \times \frac{2}{3} + \text{保険料を4分の3免除された月数} \times \frac{1}{2} + \text{保険料を全額免除された月数} \times \frac{1}{3}}{40年(加入可能年数) \times 12}$$

ただし、減額された保険料を納めないまましていると、その期間は「未納期」として扱われ、老齢基礎年金の受給資格を得る期間としても数えられず、老後の年金額にも反映されません。

免除を認められたときは、必ず保険料を納めましょう。

また、免除を受けた期間の保険料は、10年以内であればあとから納めること(追納)ができますので、満額の年金に近づけるためにも是非ご利用ください。

免除を受けるためには、毎年申請が必要です。

保険料納付を忘れずに……納めてがっちり国民年金